資格要件に係る申立書

令和７年　　月　　日

　　茨城県教育委員会教育長　柳橋　常喜　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  |  |
| 商号又は名称 |  |  |
| 代表者職氏名 |  |  |

　茨城県が実施する「茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務」のプロポーザルの参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

２　政令第167条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

３　国税又は地方税を滞納していない者であること。

４　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

５　破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

６　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号若しくは第３号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア　暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ　暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

７　国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関において同種の業務を実施した実績を有する者であること。

８　地方自治法第231条の２の３第１項に規定する納付事務（以下、「納付事務」という。）及び地方自治法第２４３条の２第１項に規定する公金事務（以下、「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行する財産的基礎を有すること。

９　その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。